

聖隷訪問看護ステーション浦安重要事項説明書 (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218-26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053 - 413 - 3300 FAX 053 - 413 - 3314

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション
事業所の名称	聖隷訪問看護ステーション浦安
所在地	〒279-0001 千葉県浦安市当代島1丁目3番29号 アイエムビル4階-A
開設年月	平成28年3月1日
電話番号およびFAX番号	電話番号 047-321-6430 FAX番号 047-321-6431
管理者氏名	所長(管理者) 垣野内 恵子
介護保険事業者番号	1261990084
訪問看護指定年月日	平成28年3月1日
介護予防訪問看護指定年月日	平成28年3月1日
サービス提供する通常の実施地域	浦安市全域、市川市全域、江戸川区全域

3 営業日および営業時間

受付時間	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日を除く 午前8時30分から午後5時
サービス提供時間	月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日を除く 午前8時30分から午後5時 希望する利用者には、24時間対応体制がある。

4 職員の概要（主に従事たる職員）

管理者…1名（看護師）

他、看護師 10名 理学療法士・作業療法士 1名・事務員 1名

職員数は変動することがあります。

5 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の概要

（1）事業の目的

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指す。
--

（2）運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

（3）指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容

項目	内容 方法など
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション計画の作成	利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況をふまえて、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画を作成します。
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価を訪問看護録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また訪問看護の観点から療養上必要となる事項について指導等をおこないます。
居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の変更の援助	居宅サービス・介護予防サービスの実施状況を居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

6 利用料金

別紙に定めます。

7 苦情申し立て先

内容	別紙約款 10 条の内容に関すること。
対応時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 ただし、国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
申し立て先	聖隷訪問看護ステーション浦安 電話 047-321-6430 管理者 垣野内 恵子

その他の申し立て先

○浦安市 介護保険課

電話 : 047-351-1111 (代表)

F A X : 047-390-7918

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (但し、年末年始、土日祝日は除く)

○市川市 介護保険課

電話 : 047-704-0259

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 30 (但し、年末年始、土日祝日は除く)

○千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係

電話 : 043-254-7428

F A X : 043-254-7401

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (但し、年末年始、土日祝日は除く)

○江戸川区 介護保険課

電話 : 03-5662-0309

受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (但し、年末年始、土日祝日は除く)

○東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用

電話 : 03-6238-0177

受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (但し、年末年始、土日祝日は除く)

8 利用者の留意事項

項目	内容
訪問スケジュールの変更	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合には、その限りではありません。
緊急連絡体制	安心して在宅療養をしていただく為に、24 時間を通し連絡できる体制をとっています。その為には申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時もてなしの辞退	年金の管理や金銭の貸借などの取り扱いは出来ません。また訪問時職員に対する贈り物や飲食のもてなしも、ご遠慮いたします。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

所在地 千葉県浦安市当代島1丁目3番29号アイエムビル4階-A

名 称 聖隷訪問看護ステーション浦安

説明者 _____ 印

2021年4月1日改定

2022年4月1日改定

2023年4月1日改定

2024年7月20日改定